

ストックホルム条約に係る POPRC17 の結果報告について

ストックホルム条約(POPs 条約)に関する残留性有機汚染物質検討委員会第 17 回会合(POPRC17)が先月開催され、デクロランプラス、UV-328 等の規制対象候補物質について検討が行われました。

規制対象候補物質は以下のとおりです。

①メトキシクロル（提案国：欧州連合）

【主な用途】殺虫剤

②デクロランプラス（提案国：ノルウェー）

【主な用途】難燃剤

③UV-328（提案国：スイス）

【主な用途】紫外線吸収剤

④クロルピリホス（提案国：欧州連合）

【主な用途】殺虫剤

⑤中鎖塩素化パラフィン（炭素数 14～17 で塩素化率 45 重量%以上のもの）（提案国：英国）

【主な用途】難燃性樹脂原料等

⑥長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA) とその塩及び関連物質（提案国：カナダ）

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

最終的に規制が決定された場合は、世界的に製造及び輸出入が禁止されることになり、当該物質を使っている業界には、代替品に切り替える等の影響が出ることとなります。

つきましては、オンライン（Teams）にて結果報告会を開催することとしましたので、会員企業様にも広く周知いただきたく、お願い申し上げます。

※2 回実施いたしますが、同じ内容のためどちらか都合の良い方にご参加ください。

（報告会は終了しました）

【ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第 17 回会合（POPRC17）の結果報告について】

<第 1 回目> 2月8日(火) 16:00～17:00

<第 2 回目> 2月9日(水) 15:00～16:00